

平成 26 年 11 月 4 日

各 位

上場会社名 **ダイソーケミックス株式会社**
代 表 者 代表取締役 執行役員社長 二宮 榮規
(コード番号 4366 東証第 2 部)
問合せ先 管理部長 南 修一
T E L (06)6911-9310 (代表)

当社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ（その 2）

当社が、平成 26 年 10 月 29 日付「当社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」で公表しました船舶火災に係る損害賠償請求訴訟等の裁判に関しまして、平成 26 年 10 月 31 日に判決書が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

裁判所：東京高等裁判所

年月日：平成26年10月29日

2. 判決の内容

原判決（原告らの請求棄却）を次のとおり変更する。

- (1) 被控訴人は、控訴人ら各自に対し、全体（計4件）で約11億22百万円の認容額（元本）及びこれに対する平成16年10月20日から各支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 控訴人らの被控訴人に対するその余の各請求をいずれも棄却する。

3. 今後の見通し

本判決において、当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であります。本判決は承服しがたいものでありますので、当社の主張の正当性が認められるべく速やかに最高裁判所へ上告および上告受理の申立ての手続きを行う予定であります。

なお、今後の訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点でその影響は不明です。

今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかに開示いたします。

以 上